

議題（２）

消費税法改正に伴う学校給食費について

1 これまでの学校給食費

年 月	小学校	中学校	改定の理由
昭和54年9月	2,800円	3,200円	開設当初
昭和56年4月	3,000円	3,500円	
昭和59年4月	3,200円	3,750円	
平成2年9月	3,400円	4,000円	平成元年4月 消費税3%
平成4年4月	3,420円	4,030円	
平成6年4月	3,750円	4,500円	
平成10年4月	3,825円	4,590円	米穀の値引き削減(60%⇒30%) 平成9年4月 消費税5%
平成11年4月	3,930円	4,735円	米穀の値引き削減(30%⇒10%)
平成12年4月	3,945円	4,760円	米穀の値引き廃止(10%⇒0%)
平成21年4月	4,300円	5,100円	食材費の高騰
平成26年4月	4,500円	5,300円	平成26年4月 消費税8%

2 現在の学校給食費

	基準単価①	年間実施回数②	実施月数③	月額④ ①×②÷③	年額⑤ ④×③
小学校	260円	187回 (H31年度) ※通常は189回	11ヶ月	4,500円	49,500円
中学校	310円			5,300円	58,300円

3 平成31年度以降の学校給食費について

平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率の対象品目は、食品表示法に規定する飲食料品となりますが、食料品にかかる間接的経費が増税されることにより、食料品の値上げが懸念されます。

しかしながら、これまで業者に委託しておりましたご飯については、新学校給食センターで、炊飯しご飯を提供していくこととなりますので、委託していた炊飯料金がかからなくなり、賄材料費の負担が軽減されます。

このため、学校給食費については現状のまま据え置き、増税後の物価変動に注視していき、食材価格への影響及び給食の栄養バランス等を考慮し、学校給食費の改正が必要な場合においては、学校給食センター運営委員会（平成31年度から名称変更）に諮り、学校給食費の改定について検討していきたいと考えております。